

人事院は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づき、人事院の職員に対する個人情報の取扱いに係る権限又は事務の委任に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年三月三十日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則二―一五

人事院の職員に対する個人情報の取扱いに係る権限又は事務の委任

第一条 総裁は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二百二十四条の規定により、事務総長、局長、公務員研修所長、地方事務局長若しくは沖縄事務所長又は国家公務員倫理審査会事務局長に同法第五章第二節から第五節まで（同法第七十四条及び同章第四節第四款を除く。）に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを委任することができる。

第二条 総裁は、前条の規定により権限又は事務を委任しようとするときは、委任を受ける職員の官職、委任する権限又は事務及び委任の効力の発生する日を官報で公示しなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(人事院規則一―〇の一部改正)

第二条 人事院規則一―〇(規則の法的根拠)の一部を次のように改正する。

第十七号中「行政機関の保有する個人情報に関する法律(平成十五年法律第五十八号)」を「個人情報に関する法律(平成十五年法律第五十七号)」に改める。

(人事院規則一―四の一部改正)

第三条 人事院規則一―四(現行の法律、命令及び規則の廃止)の一部を次のように改正する。

第百十二項の次に次の一項を加える。

113 規則二―一三は、廃止する。(令和四年四月一日施行)

(人事院規則一―七九の一部改正)

第四条 人事院規則一―七九(国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(人事院規則一―四の一部改正)

第二条 人事院規則一―四(現行の法律、命令及び規則の廃止)の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
1 113 (略) 114 規則一―九は、廃止する。(令和五年四月一日施行)	1 113 (略) (新設)